

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第2回 宍粟市男女共同参画推進条例検討委員会	
開 催 日 時	令和2年8月26日（水） 14：00～15：48	
開 催 場 所	宍粟市役所 4階 会議室	
議長（委員長・会長） 氏 名	中村和子	
委 員 氏 名	（出席者） 中村和子、篠原光児、横山由紀子、太田 卓、 梶本美和、坂口あかり、三渡眞由美、前田 良、 飯田 聡、小林琢哉	（欠席者）
事 務 局 氏 名	まちづくり推進部：津村部長、大田次長 まちづくり推進部人権推進課：西田課長、上月係長	
傍 聴 人 数	0名	
会議の公開・非公開の 区分及び非公開の 理 由	<input checked="" type="checkbox"/> 公開・非公開	（非公開の理由）
決 定 事 項	（議題及び決定事項） 議事 （1）宍粟市男女共同参画推進条例（案）について 〔資料1〕〔資料2〕〔資料3〕〔資料4〕〔資料5〕〔資料6〕 ・第3回会議日程 令和2年9月30日（水）午後2時～ 於 宍粟防災センター5階大ホール	
会 議 経 過	別紙のとおり	
会 議 資 料 等	別紙のとおり	
議 事 録 の 確 認 （記名押印）	（委員長等） <u>委員長 中村 和子（確認日 9月11日）</u>	

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容
事務局	■開会
委員長	■部長あいさつ ■委員長あいさつ 大変暑い中お疲れ様です。こうしてご出席いただきましてありがとうございます。今日は、条例の細かい所を皆さん方にご意見いただいたことを事務局が、整理をしてくれていること、そして、今後の条例をどうするかということプラス、先日、事務局とお話をさせていただいて、前回の委員会で、LGBTQであるとか、SOGIEであるとか、セクシャル・マイノリティという言い方も皆さん聞かれたこともあるかもしれませんが、その話をしたけれども、もう少し知識を、皆さん方と共有することが大事なんじゃないですかね、ということで、事務局に用意をさせていただいてます資料が、資料5と資料6、最初に少しそこを皆さん方と一緒に同じ土俵で話ができるように、難しい話ですがみんなでちょっと分かってから話しましょうという話で、進めたいと思っております。
事務局	■議事 資料5 資料6 説明
委員長	ありがとうございました。「LGBTQ+からSOGIEへ」というところが、本当にここ数年で、国際的にもすごく理解が進みました。16年くらい前だと思いますが、養護教諭対象研修で、いわゆるこの性的指向、性自認の問題の話をする機会がありました。その当時は、性表現ということは16年前は無かったと思うんですけども、話をした時に皆さん方が異口同音、言われたことが、「うちの学校にはいませんから。」ということなんです。どこの学校の研修に行っても、私はその頃研修担当業務が主だったんですけども、「いや、うちの学校にはいません。」っていうのが大人の概念で、しかも最近も変わってないのではないかなあと思うことがよくあって、ただこれ、難しいっていうのは、「それは違うでしょう。」って言っちゃうと、その人のこと完全否定してしまう時があるんです。性自認とか、この性的指向っていうところが、それは例えば商用化されてるところで、皆さんが情報を得るところはそこしかないの、修正をしていただけたらいいと思うんですけど、情報整理をちゃんとしていただいて。ですから、今日も「多

<p>副委員長</p>	<p>分違和感があるよねえ」って言う人がおって当たり前やろうし、さっきまでちょっと話してたんですけど、うちのパートナーの夫が「どうしてもそこは乗り越えられない」と言って、ブツブツ言うんです。「それはそれで、良いんちがう？」って言って。ただ、そういう人がいるっていうことはやっぱり知っておいてほしいと思います。で、そここのところに宍粟市は条例で踏み込もうとされてる所、大変、画期的だと、私は思っておりますし、で、そここの部分を保障することで、子どもたちも、大人ももちろんなんですけども、凄くこう締め付けられてる枠が取れてしまうんですよね。「SOGI」っていう考え方になっていくことで、大変、ここは大事にしたいなあと思うんですけども。副委員長、いかがですか。</p> <p>それこそ、宍粟市では絶対、このことを入れていただかないといけないなって思うのは、一番分かりやすい僕がいるのに、そこを避けて通られると、僕、宍粟市にいる意味ないのかなというのをものすごく感じてしまうんですよね。Q+っていうのはあまり聞かないかと思うんですけど、LGBTという言葉はよく聞かれると思うんです。でも、それは決してLGBTイコールSOGIでもないの、その人たちのことを言いかえて、SOGIって言うてるわけではなくて、皆さん、持ってると思うんですよね。自分が男性だと思っている、女性だと思っていることも、性自認だって当てはまるので、そもそも皆さん持ってると思うんです。で、好きになる人もならない人もそう、誰を好きになるかって、全く好きにならない人のことも、この性的指向に入りますし、例えば性表現だったら、今、皆さんが来ている服装に関して、皆さんがその服装をしたいと思っているからされているんだと思います。まあ仕事でその格好をしないといけないというのもあるかと思うんですけども、なのでみんな、世界というか日本中の皆さんのことなんですよ、このことっていうのは。だからこそ、よく、僕たちのことを「当事者」って言われますけども、それはどの視点をもって「当事者」と言ってるのっていうのが、よくあるわけですよ。LGBTで考えると、当事者かもしれません。でも、SOGIの考え方でいくと、僕だけが当事者じゃないわけですよ。皆さん本当に同じなので、当事者という言葉が無くていいと思うんですけど。なので、やっぱり、そういったところで本当に、今この世の中にいろんな人がいる、いろんな性がある、多様な性があるっていう所では、この考え方っていうのは、本当に外せない部分ではないのかなと言うふうには、僕は思います。だからそこから考えていくことによって、毎回言ってますけど、男女共同参画も、本当はもっともっと変わっていくべきなのかなと僕は思います。</p>
-------------	---

委員長	ありがとうございます。何かご意見無いですか。「こういうこと思うんやけど」とか。
委員	意見ではないですけども、今日も審議事項が結構並んでるので、できるだけ文案をですね、正式な正文に持っていく方がいいかと思うんですが、いかがですか。
委員長	そうですね。分かりました。それではこちらの事務的などところに行かせていただきたいと思いますので、資料1から説明をお願いします。
事務局	資料1～資料4説明
委員長	ありがとうございます。資料1と資料3に関しては、前回、皆さんからの意見を言っていたいただいたことを踏まえて、検討していただいて、こういう風になりましたという報告でよろしいですか。
事務局	はい、そうです。
委員長	それでは、今回、皆さんにご意見いただきたいのは、資料2と資料4に関して、ということで、進めさせていただきます。
事務局	資料1と3についてもやはりおかしいんじゃないかということがあれば、再検討させていただきます。資料4にすべての修正点を反映していますので、資料4で進めていただいても良いのかなと思います。
委員長	はい、分かりました。おっしゃるとおりで、時間が決まっていますので、先に資料2と資料4で新しく、提案していただいているところで、話を進めたいと思っております。ですから、まず、資料2を見ていただいて、3条、9条、14条、17条についてのご意見をということですので、進めさせていただきますね。それでは順番はいいので、この4つの条文に関して、事務局の方からこのことを詳しく説明していただいておりますので、ご意見ありましたら、いただけますでしょうか。
委員	資料2の1.第3条のところですね。一応ね、代案を考えているんですよ。第3条基本理念の(1)多様な性のあり方も含めという所に関して考えた

んです。それをできるだけ皆さんに分かっていただきたくて、順を追って説明したいと思うんですけども、まずですね、最初に送っていただいた参考資料ありますよね。第1回目の会議用の資料として送ってもらったので、最後の方に参考資料ありますね。これ非常に参考になったんですよ。それで、その時の記憶を辿りながら、説明します。

まずですね。この国の方のいわゆる男女共同参画基本法がありますよね。ページ数で言うと、9ページですかね。参考資料のうちの9ページ。これいわゆる男女共同参画基本法の部分ですよ、その第3条、「男女共同参画における性は男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として行われなければならない」とありますよね。これがそもそもの問題になる条文ですよ。国のレベルではですね。で、条文の内容を理解する手掛かりとして、まず、その条文の大まかな構造をおさえる、そういうやり方があるんですよ。だからそういうやり方で、この男女共同参画社会基本法3条を、見ますので、キーワードは「その他の」なんですけど。「その他の」っていう言葉がありますよね。終わりの方ですけども。「その他の」っていう言葉は、一応、法律業界の約束事としては、その後に来る語句、つまりこの3条について、「男女の人権が尊重されること」これがキーワードなんです。で、「その他の」の前にある語句ですよ、言葉。つまり3条の始め、「男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての云々」っていう所から「男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること」っていうのは、この「その他の」の後に来る男女の人権尊重の例示なんです。例示なんです。従って、これやっぱり、第3条の条文の見出しを見ますとね、「男女の人権の尊重」って出てますよね。だから、この法律を作った人の発想としては、3条のキーワードは「男女の人権の尊重」だと。で、その例示として、「その他の」っていう接続詞の前に、3つ例を出しているんですよ。だから簡単に言うと、この「その他の」っていう言葉の前の例示は、他の例でも構わないんですよ。ただ、肝心なのは、「男女の人権が尊重されること」という考えで、この条文を作った人は、思っているんですよ。で、それで行くと、例えば14ページ、これ兵庫県の条例ですが、「男女共同参画社会づくり条例」の2条ですよ、基本理念の一番最初にあがってますよね。これ読んでみるとお分かりになると思うんですけども、「男女共同参画社会を形成は、男女の個人としての尊厳を重んぜられること」「男女が性別による差別的取扱いを受けないこと」「男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること」。でやっぱり、「その他」の「男女の人権が尊重されるこ

とを旨として行われなければならない」これ、国の男女共同参画社会基本法と、一字一句同じなんですよ。

だから、最初に送っていただいた資料のどこかにあったと思うんですけども、何で、今回新しく作る際に、宍粟市の場合は、「多様な性」っていうのは事務局の説明にあったと思うんですけどね、個人的な感想を言いますと、条文の仕組み・構造をね、最初から、国のレベルから見ていった時に、随分となんか付け焼刃的な感じにね、「多様な性のあり方も含めた」という文章を入れるとすると、何か一時しのぎの文章になってしまうんじゃないかという恐れ、危惧を持ったんです。それで、代案なんですけれども、どうして、そういう発想の言葉を入れたいのであれば、これはもう全く自分で勝手に思いついたんですが、宍粟市の場合ですね、基本理念、今日いただいた資料によると、第3条基本理念、あがってますよね。だから(1)はもう国や県のレベルと同じように、その場は一字一句、並べても良いと思うんですよ。ただ、問題は「多様な性のあり方を含めた」という言葉をどういう形で置き換えるか。で、僕が考えたのは、基本理念第3条のうち、(6)の後、(7)の前ですよ。これ一応、素案によりますとね、(6)と(7)の間にこういう文章を入れたらどうだろうかということで、考えてきた文章をちょっと述べさせていただきます。一応、僕の頭の中では、(7)として、「男女の性別にとどまらず、人の性は、多様であり、かつ、人格の基礎ともなるものであるから、そのようなものとして尊重されること。」これをもう直接、基本理念の中に入れた方が、ただ単に言葉を足したくらいの記事よりもね、もっとなんか、読む人、しかも基本理念の一つに入ればですね、やっぱり市民の見方、皆さんの見方っていうのも変わってくるんじゃないかなという風にちょっと思っています。「男女の性別にとどまらず、人の性は多様であり」だからこれで、多分、多様な性っていう言葉は足りる。かつ、人格の基礎ともなるものであるから、この後、全部また言葉づかいにできるだけ合わせようと思って、考えました。「となるものであるから、等しく尊重されること」。ここで今の素案の(7)が僕の頭の中ではっきりなっているんですけども、で、国際社会とも協調していくという、繋がり具合としては、このへんに、独自にね、基本理念の一つとして、入れられた方がいいんじゃないかなという風に考えています。

委員長

貴重なご意見、ありがとうございます。国の基本法は平成11年、1999年、21世紀になる前にできているんですね。で、これ修正が多分入っていないです。県は平成14年に条例作ってます。で、これもあまり修正してないと思います。つまり、いわゆる性の多様性っていうことが、概念として、

	<p>まだ市民権を得てきた時代じゃないんです。この基本法も、県の条例も。そこで、市町さんとかレベルで何か今、新しく作るという時に、それこそパワハラ防止法とかいろんな法律と出来てくる中で、入れたいという思いはどこの事務局さんも思っていて入れたかったんです。丹波市では性の多様性ということも、抵抗があったと聞いています。ただ姫路市は、ぜひ入れようと。入れるだけでも、なかなか難しいって聞いているんですね。だから今、先生がおっしゃってくださったのは、項目立てをするということで、更に強化しようという意見だと思います。</p>
委員	<p>性の多様性ですね、或いは物の考え方を強調されるのであれば、わけのわからない条文の中に入れ込むよりも、もっとね、やっぱり目立つような形で、正面からはっきりと謳った方がね、効果としては、多分あります。はい。ただそれに対して市民の方がね、どういう印象を想像されるかというのはまた別の問題ですけどね。</p> <p>ただ先立って第1回の会議を関わっていると、何が何でも「性の多様だ」、「多様な性だ」、みたいな言葉があちらこちらから飛び交っていたので。それでしたら、基本理念の下の方に入れといたほうが、おさまりがいいんじゃないかと思ったわけです。SOGIは、人格なんです。あらゆる人が自分自身の中に持っている人格の基礎として、今は人の性というのは考えられるようになってきている時代なんです。で、そういうふうに考えればなおのことね、やっぱり基本理念、そのことを正面から謳った方が、いいんじゃないかなと思っております。だからあの、国の基本法の第3条は、もうそのままね、県だって一字一句、同じ条文を置いてるわけですからね。別段、変わることはないと思います。で、しかも男女の人権が尊重されるっていうね。大元の趣旨を残せますしね。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。事務局は何かご意見ありますか？</p>
事務局	<p>まさに、どんなふうに性を入れるかということで悩んでいましたので、貴重なご意見をいただいたと思っております。前向きに検討させていただきます。</p>
委員長	<p>意見出していただいて良かったですね。どこの自治体も入れなければならない社会情勢になってきています。ジェンダー平等という言い方を国際的には使うようになってきているのに日本は未だに「男女、男女」と使っていることも、まあある一部ではそこを抜け出さない限り無理だろう、という</p>

	<p>話も出てたりとかあるところ。項目立てしてやりましょう、というということ。皆さんご意見いかがですか？</p>
委員	<p>宝塚はどうしているんでしょう？</p>
事務局	<p>宝塚は確か県と一緒にだっと思います。</p>
委員	<p>宝塚の条例でいきますと、「男女の基本理念」になってますし、その条文の構造は国の基本と全く一緒です。全く一緒なんですよ、宝塚は。色々な政策をされているわりには条文自体は国や県のレベルと一緒に。やっぱり「その他」の男女の人権が尊重されることを旨として行われなければならないので、これやっぱり男女の人権尊重というのがキーワードになっています。</p>
委員長	<p>ではそのご意見でまた事務局で、庁内で検討していただきましょう。</p>
委員	<p>今のところ(7)の前とおっしゃっていたんですけど、私、(6)の前でもいいかなと思います。そこまでがやっぱり男女が、男女が、と続き、性別に関わりなくというので。(7)で男女にとどまらずになって(6)多様な性でもいいのかなと思います。</p>
委員長	<p>私も同じこと思っていました。新たな項目立てができるってことはちょっと画期的なことなので、その表現も先生が言っていただいて。その辺り文章管理のところも関係してくると思いますのでお願いしたいと思いますが。あのね、やっぱりなんだろう。20年ほどこの仕事をしていると「男女、男女」って言われたらすごく違和感があって、私自身の中に。いや私自身は性自認は女性だし。女性だなと思っているんですけど、女性だけど、たぶんだいぶんオヤジ化しているし。男性の部分も出るんで。果たして何か男女、男女って二元性の言葉にすごく違和感があって。もう嫌ですね、なんか。先生ありがとうございました。また事務局で検討していただいて。それから皆さんご意見あれば、今このことに関して、ご意見ないですかね？学校のほうもどうでしょう？この項目でっていうことになると。ちょっと変わってくると思うんですけども。</p>
委員	<p>はっきりしていいんじゃないんですかね。やはり私らも、前ちょっと言わせていただきましたが、いろいろな差別的な事柄を取り上げていく時で</p>

	<p>すね。私らが若かった一昔前であれば差別に対しては断固として戦う、という全面的にやりあうというのが、差別の対処法、やり方だったんだけど、最近の教育というのは、本当に駄目なことははっきり駄目と理解した上で普通に寄り添って立っている状況が作れる社会をめざそうね、っていうのがその根本にありますので。こういう項目を立ててこの件に関してもきちりと理解した上で、ごく自然に当たり前のことをしたとしても、いろんなことが受け止めるというような項目として飾り立てがある方が。この条例自体が市の条例として出来上がるので、まずは今社会において男女間のいろいろな不合理を正していく、と。その中に性的マイノリティのところとか、先ほど言われていたジェンダーの部分とか、そういう部分もしっかりと取り入れてやっていくのが実粟市ですよ、ということがはっきりと項目ごとにあがっているほうが見た方も、それからこれを守っていかないといけない市民の方もよくわかっていいんじゃないかなと思います。子どもに教える時も、「市はこれだけのことをやりますよ、この項目はこうですよ。」というふうに話すときに。非常に話よい内容になるんじゃないかなとは思っています。</p>
<p>委員長</p>	<p>貴重なご意見をいただきました。皆さんもし、また時間があれば戻ってきていいかなと思いますが、今、第3条の「基本理念」のことをご意見いただきました。あと9条、14条、17条というところで、意見を求めているんですけど、いかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>またいいですか？9条ですよ。それであの資料1の左側の「意見・提案等」の一番上の「兵庫県条例第7条のように、3項立てすることはできないか、あっさりしすぎていないか」という意見があったというお話でしたね、「何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取り扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、性的指向、性自認等による権利侵害を行ってはならない。」これが一応、原案の第一歩ですよ。確かにですねこれ、そう言われてみれば僕も第1回の会議の時には記憶になくてですね、改めて今回資料として送られてきたときに見直すと、やっぱりその雑然としたような9条の1項になっているんです。それで僕も勉強したんです。何を勉強したかという、平成12年にですね、国の男女共同参画審議会が、女性に対する暴力に関する基本的方策について各答申というのをを出していたんです。僕は全然知らなくてですね、今回改めて遡って勉強しているときに「え、何これ？」と思って。よくよく読んでいたら結局ですね、この女性に対する暴力というのがまず一つキーワ</p>

	<p>ードとしてあがっていたということを知ったんです、遅ればせながら。その女性に対する暴力の典型がセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスだと言っているんですよ、答申している国に。ということはですね、これ、先ほどちょっと話しましたが、性別については今では「人の性は多様だよ」ということがだんだんにわかるようになってきましたよね。だから性別と性自認と性的指向、これはまさに人の人格の土台になる性的な不可欠な欠かすことのできない要素ですよ。そうだとしたらこの9条の第1項にですね、たとえば「何人も、あらゆる場において、性別、性自認、または性的指向による差別的取り扱いをしてはならない」まずそういうふうにおくんです。それで第2項に今お話ししましたように女性に対する暴力の典型がセクハラだし、DVだというのであれば、それも一つに括れるんです。つまり具体的に言いますとね、「何人もセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の女性に対する暴力を行ってはならない」と。これで1項と2項が出来上がります。で、問題は3項ですよ、草案では2項になってますけれども3項がたぶん問題になろうかと思えます。だけでもとりあえず草案の第9条の第1項、「何人も～」という、こういう条文あるんですね。それをできればその人の性で1項、立てて、女性に対する暴力でもう1項、立てて。で、3つ目の「何人も暴露が～」っていうのをどうしようかというふうに考えた方が話としては進みやすいんじゃないかというふうに思っています。</p>
委員長	<p>もう少し整理して項目立てようって。でプラスアルファですね。</p>
委員	<p>そうですね。で、整理する場合も人の性にまつわる性別、性自認、性的指向、これで揃いますしね。3つの要素というのは、一目できますしね。その女性に対する暴力ですよ、結局。それが今のところその辺、どこにもないですよ。ありましたか。</p>
委員	<p>はい、平成12年ですね。最近では女性から男性のセクハラもそうですし、ドメスティック・バイオレンスもあるので、女性への暴力というより何て言うかな、関係性の中でのセクハラかなと。男女、一方的じゃないっていうのが良いと思うのですが。</p>
委員	<p>それは分かっています。</p>
委員	<p>それでたとえば女性の、というのは書かなくてもいいんですけど、ドメ</p>

	スティック・バイオレンスとセクハラを括るとするのはすごく賛成です、暴力という。
委員	そうですね。
委員	女性に対する暴力というのは随分と日本も含めて、あるいは欧米でも、問題になってきたみたいで、その走りがセクハラだったし、DVなんですよ。なのでキーワードとしては女性に対する暴力というのはそういう意味では社会の実態をきちんと受け止めるという、そういう意味では、 ^{おもて} 表に出してもいいんじゃないかな、という部分だと思っています。だからその中立だ、とか中性だっというお話は、お話としてはよくわかります。
委員長	今のそれこそ20年前にその暴力、男女間暴力と言っていたときに、97%は女性が被害者、2%は男性が被害者、1%は同性間ってことを覚えていたんですけど。今はもう大体20%が男性被害者というふうになってきていて。当然DV法の考え方も変わってきて、対応も変わってきているというところで。おっしゃる通り女性という言葉を出さない方がいいとは思いますが。項目を整理するというのはとってもわかりやすくなるんじゃないかなと私は思いますけれども。いかがでしょうか。
委員	一つの文章として全部をまとめてしまうよりはやはり分けて書いてある方が見る方もたぶん、わかりやすいかなというふうに思いました。
事務局	わかりました。性自認等の「等」は入れたほうがいいですか？
委員長	「など」の中にひょっとしたら何か入ります？ どうですか？
委員	性自認等の中に、性表現とか、全てのものが含まれます。
委員	入れていただいているところと入れてないところがあるんですけど。よく思っていたというのは性的指向、性自認なんで。だけどやっぱりそれこそ表現的な部分、そういった部分が出ているかと。
委員	どうして「性的指向」が前に来て、「性自認」が後に来るんですか？ もしご存じだったら教えてください。

委員	あの、SOGIっていう言い方ですね。
副委員長	そうです。S、O、G、Iっていう並びだけの部分で。
委員	教える立場としては、やっぱり性別があって次に来るのがやはり性自認です。性自認なんです。心の中のジェンダー。男女っていう話になります。それでそのあとに性的指向が来るんです。だからそれが何で性的指向がいつも前で性自認が後ろなのか不思議なんですけど。一つ心当たりがあって、これやっぱり国際社会との連動があるでしょう。国際的に見ても、特に欧米はいわゆる性的指向から始まってますからね。そういう傾向を見て性的指向がいつも前に来ているのかなっていう。勝手に思っているんですけどね。
副委員長	だから日本が遅れている分、そこがどうしても遅れてしまう。アメリカではLGBTなんて言葉はほとんど使わない。という中でどうしてもそこは他と比べると、大きいのかなと。
委員	日本の場合はむしろ性自認の方が大きいですよ。
副委員長	大きいです。特例法が出来た部分があるので。日本で言うところにはなりません。
委員	教える方としては性自認の方が先？
副委員長	先ですね。
委員長	でも法的にいろんな意味で市民権を得て、国ないし、いろいろな自治体が「このこと大事だから、明文化しようね」と言って10年経っていないんです。日本は。まだ10年。たぶん、ここはこうして皆さん、関心高くすごくレベルの高い話が出ているな、と思うんですけども。国の方は必ず性的指向、性自認となっているんですよ。
委員	そういう欧米の、いわゆる性的少数者の人たちの人権の流れを歴史的に言い表すとやっぱり性的指向が先、性自認があとで、というのはわかります。

委員	どこかの市は性自認が先にきているんですよ。
副委員長	国立市がたぶん。
委員	宍粟市も、最初は、性自認、性指向だったじゃないですか。
事務局	そうです。だいたいが性的指向が前なのでなぜかなと思って。私は性自認を先にしたので。順番的にそうかなと感じがして。
委員	そりゃ、そうですね。順番としては普通そうですね。
委員長	確かにそうかもしれませんね。ありがとうございます。私、考えたことがなかった。やっぱり国の、ずっと見たらその順番で作らなければいけない、みたいな。私の中の考えです。
委員	ついでに、すみません。今それが話題になっていますので、第17条の2項の文言ですけどもね。「市は、性別若しくは性的指向又は性自認等による差別的取扱い」云々というね、これを性別若しくは性的指向又は性自認、というこの繋ぎが構文上これは対等であるべきなんですよ。だから性別のあとに点、順番はとにかくここに書いてある通りに行くと、性的指向又は性自認の方がいいと思います。上下関係は無いんですよ。この3つはね。だからそれがちょっと気になっていたの。
委員長	今17条のことが出ました。2項ですね。
委員	9条のところの「何人も性的指向、性自認等の公表に関して」というのは、国立市さんのを見ていただいているのだと思うんですけど、なんかよくわからない、意味がわかりにくくて、こういう性的指向、性自認等の公表に関して強制するというのは公表を強制するということですか？「若しくは禁止し」っていうのは公表を禁止し、あるいは公にする。なんかこの3つの並びがよく…。もしかしたら性的指向を禁止しているのか、なんかちょっとややこしかったの。なんか繋がりが私には読みにくかったというのがあります。
委員	何が主語かよくわからないって話ですよ。はい。

委員	<p>最初のいかなる場合までの強制は、カミングアウトを他人が無理強いするんですよ。「自分の素性を明かしなさい」って。誰にとって、会社の同僚に。で、ちゃんと上から、「言いなさい」って、そういう場面ですよ。最近では裁判で、問題になっていたんですけども、経済産業省の女性職員がトランスジェンダーの女性で、どうしても女性トイレを使わせてくれって上司に頼んでも駄目だったみたいなんです。でね使うんだったら周りの女性職員に自分の素性を明かして理解を貰ったうえで使いなさい、と。強制的にカミングアウトしろと言うらしいんです。で素性を明かせと。逆にそれをした本人は堂々としていたいんだけど、生きていきたいからカミングアウトしたいと。それを駄目だと、騒ぎになるからと禁止するんですよ。カミングアウトを禁止する。本人の意に反して。っていう。あとはこれはもう、暴露ですよ。</p>
委員	<p>一般的な流れで、これは一般的な条文でしょうか。初めて見るとわかりづらい。</p>
委員長	<p>確か某大学の男子学生がね、アウトイングされて亡くなったというところから、「アウトイング」という言葉が市民権を。残念なことに、何かそういう事件がないと今おっしゃった経済産業省のこともそうですね。この文章に関してちょっとわかりにくい、ということですが。明文化していくということについては皆さんよろしいでしょうか？大分、空気感が「もっとやろうぜ」、みたいな感じになってきているので。えっと時間がそろそろあと10分ほどになってきていますが何かご意見ないでしょうか？</p>
委員	<p>最初の前文ですよ。</p>
委員長	<p>資料3ですかね。4を見てもらった方がいいかなと思いますね。</p>
委員	<p>先日、資料を送っていただいて、特にアンダーラインの部分が追加されましたよね。前文の終わりのほうですね。こんな文章は流石、実業人でない僕には書けないと思ったくらい名文だと思ったんですよ。けどもこれを残すためには、活かすためには、自分で対案出しておきながら申し訳ないんですけども、今残っている文章の内、今の草案だと、2つ目の段落ですね。「わたしたちは、男女が社会の対等な構成員として～、～何よりも大切なことだと考えます」と、これとダブってしまうんです。だからもうそれだったら、「わたしたちは～」と今、読み上げた部分ですね、これは削除</p>

<p>委員長</p>	<p>した方がいいっていうふうに自分では思っています。それで、いくつか言葉の問題がありまして、「わたしたちは、～ ～何よりも大切なことだと考えます。」を削除すると、その上「政策のあるべき姿を国や、今日の訂正分でしたら、地方公共団体に示しています」で、1つ段落がなくなってそのあと、「この考え方にしたがって」というのはどうも、繋がりが悪いんです。だからこれをですね、こういうふうに変えたいんです。「これを踏まえた上で」で、次、「本市でも」と原案がなっていますが、「宍粟市では」その1行を空けて3つ目ですね、「しかし、市民の意識の中には、男女の固定的な役割分担が依然として根強く」、というふうに続けたらどうかということなんです。で、新しく提案されましたアンダーラインの付いている段落の最初の冒頭の文章ですね。これは逆に折角、国の話から地元の話に持ってきているんですから、これはまた一般的な話に戻ってしまう文章なんです。だからこの「人口減少社会の到来や経済社会が大きく変化する中」、これをやめて、これを事務局のほうから原案として最初から出されていた言葉なんですけども、一番最後の「私たちは先人たちが築きあげた～」という部分がありますね。この「私たちは」のあと、「先人たちが築き上げたこの地が更に内外に開かれ」、という文章に置き換えて、でその代わりにうまい具合に、「先人たちが築き上げたこの地が、更に内外に開かれ、誰もが多様性に富んだ活力ある宍粟市を創造していくためには」、っていうふうに「誰もが」っていう主語が入って「一人ひとりの人権を尊重し、安心して自分らしく生きられる社会でなければなりません」と、繋がるんですよ、本当に上手な文章だなと、感心したんです。それで最後の段落なんですけど、「私たちは、」のあと、「先人たちが築き上げたこの地が更に内外に開かれ時代の流れに即した社会になることを願うとともに」、っていうのは、これは落ちるんです。かわりに前回の会議ではこれは皆さん子どもたちのことを結構、話題にされていたので、「私たちは次の世代に責任を持つものとして、男女共同参画社会の推進に一層取り組むことを決意し、この条例を制定します。」というの、どうだろうか、と思ったんですが。次の世代に責任を持つものとして、私たちですよ。だから今まで以上に一層頑張っ、それを子どもたち、次世代、次の世代を担う子どもたちにバトンタッチして渡してあげたい、そういう意味を込めて短い文章なんですけども、次の世代に責任を持つものとして、どうのって書き方なのかなと思いました。</p> <p>「次世代に責任を持つもの」というのは、SDGsのときによく言われる言葉ですよ。</p>
------------	--

委員	そうなんですか。
委員長	<p>そうなんです。そもそも持続可能な、っていうのは誰のために？というのは、次世代のために、という意味が込められています。</p> <p>次の世代に責任を持つ大人。なかなかいいじゃないですか。格好良くって、素晴らしい。</p>
委員	そうですか。
委員長	素晴らしいです。
委員	そのひとつ前の段落でね、「宍粟市を活力ある豊かな明るい」っていうのも随分、響きの良い言葉だなって個人的に思ったんですけどもね。これやめられるんですね。もったいないって思います。
委員長	復活をまた検討していただいて。ここの一連の文章というのは大丈夫でしたか？
委員	<p>最初から通しで一回だけ読んでみます。「わたしたちの憲法は、一人ひとりの人間が大切であり、男女が平等であることをうたっています。」で、次、改行してほしいんです。憲法の中にもすでに一人ひとりの人間が大切と、個人主義をうたっていますからね。で、文脈が変わって「この憲法の精神を実際にかかしていくために、国は、女子差別撤廃条約に関連した一連の法整備を整えるとともに、男女共同参画社会基本法を定め、真の男女平等の達成に向けて政策のあるべき姿を国や地方公共団体に示しています。」で、飛びましてね。「これを踏まえた上で宍粟市では平成 22 年に『宍粟市男女共同参画プラン』を策定し、男女共同参画社会の実現をめざし、さまざま取組を進めてきました。しかし、市民の意識の中には、男女の固定的な役割分担が依然として根強く、多くの市民が実生活において、男女の不平等を感じるなど、本市の現状はまだ十分とはいえません。」行が変わりまして「先人たちが築きあげたこの地が、更に内外に開かれ、「多様性に富んだ活力ある宍粟市を創造していくためには」主語ですよ。誰もが一人ひとりの人権を尊重し、安心して自分らしく生きられる社会でなければなりません。わたしたちは次の世代に責任を持つものとして男女共同参画社会の推進に一層取り組むことを決意し、この条例を制定します」というふうにしたらどうかと。</p>

	<p>それと最後ですけれども、もう一つ実は大きな問題があって、そのとき気が付いたんです。前文とそのあとに続く本文が一体を成して条例なんですよね。だから前文も条例の一部なんですよね。ところが今のところ前文が「です、ます」調ですよね。ところが本文は「である」調ですよね。この文体の違いをどういうふうにしたらいいんだらうかっていうことが、最後のところなんですけどね。文章を練り上げていく。それをやっぱり考えていく必要があると思います。最初、事務局のほうでは、前文は「です、ます」で、本文は「である」調で一応、草案をお作りになっていましたよね。理由は？</p>
事務局	<p>法制の担当者に確認したところ、宍粟市で「です・ます」調の条文は今のところ無いということなのです。前文で「です・ます」を使ったケースはありますが、条文まで「です、ます」で、したことはないと聞いています。そこから詰めてはないんですが、もし「です、ます」が良いという意見があるのであれば、まとまれば、検討の余地がないわけではないと思っています。</p>
委員	<p>やっぱり、条例、前文の文体の印象ですよね。途中で変わるというのはいかがなものなのかな、というふうにちょっと思ったんです。で、そうであれば「です・ます」で統一するか、前文、本文もですね。あるいは逆に本文の「である」を前文の「です・ます」を改めるか。いずれにしてもね、どちらかに統一をされたほうがいいんじゃないかな、と思いました。</p>
委員長	<p>前文は「である」調だったら具合悪いんですか？</p>
事務局	<p>具合悪くはないです。「です、ます」のほうがちょっと優しい響きだな、っていうのはあります。</p>
委員長	<p>なるほど。そういえばね。「です・ます」調の条例ってあんまり見たことがない。何も考えてなかったけど今言われたら。</p>
委員	<p>丹波市そうされています。</p>
事務局	<p>丹波市は、こういう委員会ですべて「です、ます」で、したい、というのがあったと聞いております。</p>

委員	評判はどうなのでしょう、知りたいですね。
委員長	でも普通、法令とか。通知・通達でも「である」調ですよ。そういえば、それが原則なんですね。
委員	だからそれ「です、ます調」を入れて斬新さを狙うっていうのもいいのではないのでしょうか。
委員長	それであったら本文を「です、ます」に揃えた方が全体の印象はやっぱりスッキリするのではないかなと思っています。
委員長	細かいところまでありがとうございます。
事務局	まあ勝手な想像ですけど、宍粟市で、一番、重い条例といえば宍粟市自治基本条例。それが前文が「です、ます」で。内容が「である」調になっているんです。
委員長	では、宍粟市オリジナルという。
事務局	いえいえ、僕もどちらかで、統一した方がいいなと思うんですけど。
委員長	だから最初はちょっと基本姿勢とか柔らかくソフトにスタートしたら、あれかな、宍粟市オリジナル、みたいな。その辺りは事務局で。宍粟市の考えで。今日お声をいただいてない方がたくさんいらっしゃるんです。あと8分ほどなんですけども。いかがでしょうか、お声をいただけましたら。今日の議論で。いかがですか。
委員	あの、先生方のお話を聞いてすごく知識不足というか勉強不足なので、何も言うことがないなというところなんですけども、最初にね、副委員長が言われた、男女と言われたら当てはまらない、というようなお話。自分の、私の中だったら、男、女とか。今、先生が言われた女性への暴力みたいな書き方をされたらわかりやすいのかなというところもあるんですけども。それ、どっちを取るのかというところもあると思うんです。ただ、今、前文で言われた次の世代に責任を持つものとして、という部分、私もすごくいい言葉だと思います。やっぱり子どもたちの、先生もおられますけど

	<p>も教育の中で10年20年経ったらまた違う世の中になっていると思うんです。僕たちがもっと年寄りに、おじいさんになったときにはもっと違う世の中になっていると思うんです。だから今から作るこの条例が、その先行できて、その10年くらい経った時にもその時にこんなふうになっていたんだな、と思ってもらえるのかなとは今ちょっと思っています。古めかしい。男女という言い方ではなく。</p>
委員	<p>えっとこれは条例の中に入ることかどうなのかわからないんですけども、私としては男女共同参画という形でここに出させてもらっているんですけども、ここ何年かずっと勉強している中で宍粟市の中で一番困るな、と思うことは、いわゆる男女共同参画の他の市町にはほとんどがあるんですけど、センター、男女共同参画を専門じゃないですけど、そういうことをする部署っていうのがどこもあったり、男女共同参画センターというのがきちっとあったりするんですけど。この場合はどこに行ったら男女共同参画について相談したらいいかとかそういうようなものがないので。この条例の中で明記できることかどうかわからないんですけども。そういうことを、もしできるのであれば、早急にそういうふうなことが必要じゃないかなと推進していくには必要なことじゃないかなと。そういう中で一番私が思うのは人材教育なんですよね。市の職員もそうなんですけども一般の人の人材教育。男女共同参画をきちっと学べるという、そういうふうな場所というのが本当にないので。そういうふうにセンターみたいなのがこの中に明記できるのであればしていただけたらなと。ただ条例でするようなことでないならいいんですけど。</p>
委員長	<p>これは検討事項で入ってますか。</p>
事務局	<p>プランに入ってます。</p>
委員	<p>あまり条例にセンターを持つ、とかって書いてあるのは見たことがないので。ただ、そこが、たぶん宍粟市が一つグレードアップしていく、目に見えることだなと思いますけどね。おっっしゃる通りだと思います。</p>
委員	<p>私もよくお話を聞いて、ああ、なるほどなあと思った所があったんですけども、学生の時に男女共同参画という言葉勉強した時に、女性の進出であったりとか、平等にという意味で付けた名前なのに「どうして男と女っていう分けた名前になっているのかな」って、ちょっとそのときからも、</p>

	<p>ふと思っていたことだなど。今見てもやはり「男女」という言葉がすごくたくさん使われていて、ちょっとまあ使いすぎみたいな感じに思いました。で、なんかこう人としての国民とか、そういう男女で分けるんじゃないかって違う言葉で多様性のある言葉で使えることが、先の先の次の世代にも使えるような条例になるのではないかなと思いました。</p>
<p>委員</p>	<p>委員の提案を聞いて、条例のベースになるもの、他市は県の条例であったりとか国の法律をベースに作られているかと思うんですけども、宍粟市は多様な性のあり方と、その男女共同の参画というのを同時に盛り込もうとしているところで、すごく革新的なことだと思うのでその元にしてベースの条例や法律というのが、その随分前に制定されたもので追いついてない部分があると思うので、そこに新しい概念とかそういうものを盛り込もうとしたらチグハグとか矛盾が生じてきたりとか、あと響きでおかしなことが出てくるので。何て言うんですかね、もっと果敢に、ベースを元にして条例・条文を作るのではなく、もっとオリジナル性を出してもいいのかなと思いました。</p>
<p>委員</p>	<p>ちょっと勉強不足過ぎて、前回もそうなんですけども、今勉強をしているところなので、何も言うことはないんですけども。ただ言えるのは、持続可能な開発目標というのを去年くらいからこちらのほうで勉強させていただいているんですけど、私は伝えることはできるなと思っています。言いたいことは、一般市民に一番近いのは私かなと思っています。個人で仕事をしていると、大勢のところ、人と出会うということ生活の中でまずないので、そういう社会があるということ、知っていくということも大事だし、それをお伝えすることも大事だと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>あの今日もたくさんいろんな勉強をさせていただいてありがたいなと思っています。やはりあの先ほど言われたように条例、市の条例というのは市民のために市民がより良い生活をするために、市が覚悟をもって作ってくれているものなのだと私は思っています。ですから当然条例が出来上がればそれに従って私たち市民も、生活を改善していかなければならないわけですし、その生活が改善されるようにサポートしていただくのが市の責務であるだろうというふうにも感じるんです。子どもたちにそういうことを教えながら先ほど言われたように次の世代がまたこの宍粟市を担っていくときに条例が少しずつでも変わりながらも、やっぱり根本的に今まで来てない男女の不平等なところですね。私、現場にいたら「さあ、男女と</p>

<p>委員長</p>	<p>というのは、どっちが強いのだろうな？」と密かに思っています。中学生くらいになると。「6：4で女の子の方が強いかな」、というふうな気もするんです。ですけども結局社会全体の中では男女のいろいろな違い、差別というところをきちっと解消していく中で、さらに先ほどから出ているLGBTの感覚というのもこれから確実に子どもたちの中にないと駄目な世の中になっていくと思いますので。今日いろいろとお話しされた意見で、「ああ、なるほどな」と思って、納得しながら、これはまた帰って子どもの前で偉そうに言ってやろうかな、というふうに思っております。</p> <p>それでは、時間がきましたので、終わらせていただきます。事務局にお返しします。</p>
<p>事務局</p>	<p>本日は前向きなご提案またご意見ありがとうございました。</p> <p>～日程調整～</p> <p>それでは会議の閉会にあたりまして前田副委員長よりご挨拶を頂戴したいと思います。</p>
<p>副委員長</p>	<p>すみません。僕もちょっと一言だけ言わせていただきたいなと思います。前回の時はあまり「男女」という言葉に対して、同じような思いでいてくださって良かったと、ありがたいなと思っていたんですけど、今日の会議の中でやっぱり「男女」という言葉の中に違和感を感じてくださる方が増えたというのが、僕はすごく嬉しいなと思いました。本当だったらこの資料3でも男女共同参画の「男女が」ってところも、もう男女って決められてますけども、そこもやっぱりもう一度検討していただきたいなという部分もあります。家族のところは、もう男女という言葉は変えていただいたのは、僕はこれ言おうと思っていたので、そこが変わっているのはすごく良かったなと思っています。やっぱりもう次の世代に、ってことも考えるのであれば、もうこのネーミングからしてもすべてのことに男女、男女と。男、女と言っている場合ではないこと、やっぱりそこはすごく考えていただきたいことだなと思います。それは僕たちだけじゃなくて他の人たちも同じように救われることだと思いますので。やっぱり、男女共同参画というものがあるかもしれないですけども「男女」というのは粟粟市ではちょっと変えていく、というふうにならないかなあと。僕の思いを最後にちょ</p>

事務局	<p>つと告げさせていただきました。今日はすごく時間も押しましたけども、すごくいい議論ができたんじゃないかなと思いますので、また次回、よろしくお願ひ致します。ありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。</p>
-----	---

* 発言者の表記は、「〇〇議長」、「〇〇委員」、「事務局」とする。